

所得税の還付申告は2月13日から

令和4年分所得税の還付申告を2月13日(月)から受け付けます。

年末調整を受けた人でも医療費控除などの申告をすると、源泉徴収された所得税が還付される場合があります。

●受付時間／9時から16時

●受付場所／役場1階 中会議室

※今年度より還付申告開始の日時と場所が変更となっていますので、ご注意ください。

※確定申告は2月16日(木)から実施します

※釧路税務署では、1月4日(水)から還付申告の受付を開始し、2月16日(木)から確定申告会場を設置します

※ご自宅でスマートフォンやパソコンを使用して確定申告書を作成し、e-TAX(電子申告)をされる方は、1月4日(水)からデータを送信できます。ご自宅から申告することで、新型コロナウイルスの感染予防や、待ち時間もなくご自身の都合のいい時間に申告することができま

す。また、e-TAX(電子申告)で送信する場合は、書面提出する場合に比べ、還付金を早く受け取ることができます。詳しくは次のページをご覧ください。

次のような場合に
所得税が還付されます

【医療費控除】

病気やけがにより支払った医療費から、保険金などで補填される金額(健康保険の高額療養費の支給金や生命保険契約の入院給付金など)を差し引いた金額が、10万円と総所得金額などの5%のうち、どちらか少ない額を超えて支払った場合

医療費控除を受けるためには、医療費控除の明細書を作成する必要があります。領収書のみ持参しての受け付けはできませんので事前に準備してください。

また、セルフメディケーション税制の適用期間が令和8年12月31日まで延長されました。

【住宅借入金等特別控除】

住宅ローンなどを利用して家屋の新築・購入(その家屋の敷地を同時に購入した場合も含みます)、または増改築などをして、令和4年1月1日から令和4年12月31日までの間に居住の用に供した場合で、一定の間

ができます。詳しくは次のページをご覧ください。

申告に必要な書類など



要件に該当する場合(新型コロナウイルスの影響により期限内に入居が間に合わなかった場合、一定の要件を満たせば特例の対象となります)支店・口座番号(本人名義)がわかるもの。そのほか、控除の区分により次の書類などが必要です

【退職者】

年の途中で退職したり、2カ所以上で働いていた人が、年末調整を受けず、源泉徴収税額が納め過ぎとなつている場合

【寄附金控除】

主なものとして、次の支出を2千円を超えて行った場合

国や地方公共団体に対する寄附金・社会福祉法人に対する寄附金・特定の政治献金・公益社団法人および公益財団法人に対する寄附金・国税庁長官の認定を受けた認定NPO法人に対しても、認定の有効期間内に支出した寄附金・震災関連寄附金など

▽医療費控除／医療費控除の明細書・または医療保険者から交付を受けた医療費通知

▽セルフメディケーション税制の明細書・健康の保持増進および疾病的予防に関する取り組みを行ったことを明らかにする書類(特定健康診査の結果通知書など)

▽住宅借入金等特別控除／家屋の登記事項証明書(家屋の敷地を同時に取得している場合は、その敷地の登記事項証明書も必要)、工事請負契約書の写し、住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書

▽寄附金控除／寄附をした団体からの領収書、寄附をした団体が寄附金控除の該当団体であることの証明書の写しなど

▽寄附金控除／寄附をした団体からの領収書、寄附をした団体が寄附金控除の該当団体であることの証明書の写しなど

●問い合わせ／課税係、釧路税務署

源泉徴収票、生命保険料・介護医療保険料・個人年金保険料・国民年金保険料・地震保険料(旧長期損害保険料)の控除証明書、国民健康保険税(料)・後期高齢者医療保険料・任意継続社会保険料・介護保険料の領収書、還付金振込先の金融機関・